

# 北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第754号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] [info@print.or.jp](mailto:info@print.or.jp)

3

2019

平成31年  
3月10日発行

## INDEX

印刷燦燦	3
印刷用紙値上がり問題を討議	4・5
平成31年新春経営者研修会	6
2018年出版市場	7
年次有給休暇の時季指定義務	8・9
第53回造本装幀コンクール作品募集のご案内	10

〈北海道 今月のイベント〉 層雲峡温泉氷瀑まつり (3月 上川郡上川町層雲峡)

雪と氷と光が織りなす氷点下の幻想的な世界

—雪化粧の白い峡谷に囲まれた石狩川湖畔の会場に、大雪山をモチーフにした迫力あるメイン氷像の他、氷酒場、アイスクライミング、氷の滑り台などさまざまな施設を楽しむことができます。真冬の夜空を彩り、層雲峡に響きわたる打ち上げ花火も見逃せません。

(公式パンフレットより抜粋)

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル  
TEL.011-595-8071/FAX.011-595-8072

UD  
FONT  
by MORISAWA

280  
古紙パルプ配合率90%再生紙を使用

VEGETABLE  
OIL INK

ISO 14001  
P-810129  
この印刷物は環境に配慮した  
紙とインクで印刷されています

CSR

この印刷物は、CSRに  
取り組む印刷会社が製作  
した印刷物です。

P-00023

# 印刷 燦 燦

## 2019年はどんな年に？

賑やかな2019年になりそうである。1月26日には、岸理事長が伊藤専務理事とオホーツク支部に来られた。初めて支部行事に参加した3社を加え7社が参加して1泊で懇談会を開催した。これも岸理事長のお蔭である。組合のメリットについて色々お話を頂き、その後は印刷用紙の価格改定や、補助金のことなど様々な話に花が咲いて夜が更けた。組合ならではの有益な一夜となった。

2019年の網走はどんな年になるのだろうか。私は新年の挨拶の中で以下の話をした。

「平成31年は、穏やかに迎えることができました。2月1日には、網走で待ちに待ったFMラジオ局が開設されます。4月に統一地方選挙があり、北海道のリーダーが誰になるのか、網走は道議と市議選もあります。5月1日には、皇太子さまが天皇陛下に即位され新元号となります。7月には参議院選挙。9月20日からはラグビーのワールドカップが始まり、公認キャンプ地の網走には、日本代表とフィジー代表がキャンプインします。そして、10月1日には、消費税が10%にアップします。11月1日には、網走市で第71回北海道消防大会が全道から2,000名以上が集まり開催されます。賑やかな1年になりそうですね。」

2019年私の一大事は、私たちの母が99才の白寿を迎えることである。明治の末に、祖父母が石川県能登半島の穴水町甲村から北海道に駆け落ちして来て110年が過ぎた。私は北海道での3代目、孫は5代目である。帯広から網走の印刷屋に嫁いで来た母のルーツも石川県である。母はお蔭様で健在で、百歳まで生きると宣言している。子供3人がそれぞれ結婚して、孫も10人それぞれ伴侶を得て、曾孫が5月で19人になる。総勢46名で盛大にお祝いをする。これも印刷業界に携わってきたお蔭である。

来年は、組合創立80周年だ。当社も創業70周年を迎える。感謝の1年にしたい。

北海道印刷工業組合理事・オホーツク支部長 **松井 丈**  
株式会社北研社 代表取締役



# 印刷用紙値上がり問題を討議

## 自由民主党中小印刷産業振興議員連盟が総会開催

自由民主党中小印刷産業振興議員連盟の総会が、2月12日、自由民主党本部で議員連盟所属の国会議員29名と官庁からは公正取引委員会・経済産業省・総務省・環境省の課長、全印工連から臼田会長他在京常任役員10人、全印政連から木村会長・生井幹事長が出席して開催され、印刷用紙の値上がり問題について討議された。

全印工連から、先般実施した「用紙動向調査」の結果をもとに、(1)製紙メーカーの同一時期、同一率の値上げ、(2)再生紙の入手困難およびグリーン購入法、(3)官公需の実態などについて説明した。

特に、環境省から、再生紙のメーカー製造中止などから入手困難な状況を鑑みて、東日本大震災の際に柔軟な対応を行った前例を踏まえて早急に検討・対応をしていきたいとの説明があった。

**総** 会は、冒頭、中曽根議連会長が、「昨年11月初めに印刷用紙の値上げという新聞記事を目にした。A社が値上げ、その後、B社も値上げ、C社も値上げというタイトルで製紙会社の値上げ発表が相次いだ。今回も製紙メーカーは一斉値上げとなっている。以前、印刷議連で用紙の値上がり問題について議論したことがあるが、そのことが頭にあって、今回の値上げも印刷業界に大きな影響を与えるのではないかと、その辺りについての影響を印刷業界から説明してほしいと思って、本日総会を開かせていただいた。再生紙も生産が減少したり、中止となったりしているようだが、グリーン購入法によって官庁は再生紙を使わなければならないので、間に入っている印刷業界の方も困っているのではないかと考えている。選挙区のなかに印刷会社のないところはないので、議員の皆さんもしっかり話を聞いて印刷業界の発展のために協力してほしい」とあいさつを述べた。

次に、伊藤議連幹事長のあいさつに続き、臼田全印工連会長は、「昨年11月、報道各社から日本全国用の紙の値上げ、それも20%の一斉値上げ報道があった。年が明けて、まさに交渉が始まっているところであるが、中曽根会長、伊藤幹事長から心配の声をいただき、議連総会を開催するので、印刷業界の実態や状況を説明せよとの言葉をいただいた。全印工連は、現在の組合員数が4,551社だが、その組合員を対象に早速調査を行った。全印工連の組合員のうち3,419社が地方に存在していて、その組合員の主要な得意先は地方自治体である。特に地方自治体が発注する印刷物は1年間のなかでこの3月に向けて仕事が集中する。現状では、用紙の値上げに端を発して、用紙が無いという状況が全国各地で起こり始めている。印刷の原料である用紙が無ければ受注した物が作れない、受注機会の遺失ということが起こり始めている。さらにグリーン購入法のなかで掲げられているリサイクルペーパーを各社が供給ストップ、作らないと発表している。官公需取引のなかではグリーン購



入法に基づくことが入札要件に入っている。なかには代替品で対応していただいている省庁もあるようだがほとんどが現状のままである。これから用紙に関して、価格のことや流通の面について説明させていただくので、何らかの突破口が見出せるよう議論いただきたい」と述べた。

続いて、生井全印政連幹事長より、(1)繰り返される、不透明・不可解な印刷用紙の値上げ、(2)メーカーの説明責任、(3)メーカーの供給責任（再生紙の供給を含む）、(4)同一時期、同一値上げ幅の4点について説明し、「いい加減、メーカーの都合で振り回されるという状況を打破したい。中小印刷業界が求めるのは、安定供給・安定価格である。今回の値上げは20%以上という過去に例のないほどの大幅な値上げである。需給が逼迫して品薄状態であり、値上げを認めざるを得ない組合員も多数を占める。特に地方の印刷会社の得意先は地方自治体であり、このままでは、廃業を考える組合員が出てくるのではないかと危惧している。これまでは、予算があるからといって、紙の値上がり分を認めていただけないケースがあったが、一方で『中小企業者に関する国等の契約の基本方針』には、原材料等、市況価格の変動が激しいものは、最新の実勢価格や需給の状況を考慮しなさいと記載されている。その点を国から都道府県、市区町村に

伝達・要請していただくなど、中小印刷業界への支援をお願いしたい」と訴えた。

以上の説明を受けて、以下のような質疑が行われた。

### 1. 同一時期、同一値上げ幅の値上げに関する質疑 (議員からの意見)

○カルテルの疑いが強い。アメリカやヨーロッパで、このような行為を行えば何十億、何百億の罰金と刑事罰を受けるような事案になりかねないと思う。かつてダンボール業界がカルテルで摘発されたが、その際の値上げ幅は10%程であった。今回は20%を超えており、この辺りの公正取引委員会の見解を伺いたい。

○非常に不可解で公正取引委員会の見解を聞きたい。  
○カルテルかどうか、きちんと追求してほしい。公正取引委員会に頑張ってもらわないといけな  
(公正取引委員会)

公正取引委員会としては、カルテルにあたるかどうかという観点で対処するわけであるが、説明資料を見ると、如何にもという印象であるが、追従値上げでなく、背後に共謀的なものがあれば当然独占法違反となる。当委員会としては、製紙業界に限らず、値上げについては従来から情報収集に努めているが、今回、皆様からの指摘もあり、今後、積極的に情報収集に努めていく。

### 2. 再生紙およびグリーン購入法に関する質疑 (議員からの意見)

○メーカーが再生紙の生産中止をしているのはどういった理由なのか。

○再生紙は、かつて古紙偽装があった。その際の議論として、再生紙は構造的に再生産が難しい。というのも、何回も使っていると繊維が短くなって、その分、生産するのに手間もかかるし、困難になるという話であった。グリーン購入法での調達義務の議論をするなかで、古紙の混入率とスペックについてどのような議論が行われているのか。また、再生紙の生産をメーカーが止めるというのは採算が取れないからだろう。何か採算性が悪い理由があるのか。さらに再生紙の輸入はあるのか。グリーン購入法では国内紙に限られているのか。

○東日本大震災のとき、再生紙の調達について柔軟な対応を取ったということだが、用紙の場合、主要原料である新聞古紙がどんどん減っているなかで、グリーン購入法が現実的ではなくなっているのではないかと。法の見直しも含めて考えていただかないと、国、独立行政法人、地方自治体が影響を受ける。抜本的な見直しを環境省と経済産業省が一緒になって考えてほしい。

(環境省)

グリーン購入法の基本方針のなかで、国が調達する物品のなかでどういう基準を満たした物にするかを環境の面から定めている。適用は国と独立行政法人であり地方自治体は努力義務となっている。この基本

方針のもとに各省庁が調達基準を定めている。そのうえで、これまでの運用の例として東日本大震災のとき、関係省庁と申し合わせて柔軟な対応を行ったことがある。今回も前例を踏まえて早急に検討・対応していきたい。なお、調達基準については、環境省のなかに専門家を集めた委員会を設置し、この委員会を年3回開催して調達基準の議論を行っている。委員会では業界からの意見、関係省庁からの意見やさまざまな状況を踏まえて調達基準を改定していくというプロセスを取っている。用紙については近年、大きな改定はしていない。直近の事情や構造的な事情を含めて、今後しっかり検討したい。なお、再生紙は、国産でも輸入紙でも認めている。

### 3. 官公需に関する質疑 (議員からの意見)

○自治体からの印刷発注が多いということだが、紙の価格が大きく上がった際の自治体の対応はどうか。  
○県や市など入札を行う公共機関への用紙値上げを周知してほしいという声が組合員から出ているが、今、人件費を増やすということで、政府や自民党が推進している。紙の値段が上がった分を、総務省は県や市にどういった働きかけを行っているのか。タイムリーに周知しないと予定価格を引き上げてもらえずに印刷会社は困窮するのではないかと。

(全印工連)

自治体からは、予算があるので、辛抱してくれと言われるケースが、特に地方から多く聞いている。

(総務省)

中小企業庁で毎年度、中小企業者に関する国等の契約の基本方針を出している。この方針に基づいて最新の実勢価格や需給状況を踏まえて積算するよう、口を酸っぱくして言っている。また、働き方改革に伴い、そういった通知も出していきたい。財政課長会議等でも直接説明を行っており、引き続き徹底したい。

(経済産業省)

中小企業者に関する国等の契約の基本方針に定められた内容の徹底遵守ということで、中小企業庁と連携を図って進めているが、さらに徹底していきたい。

### 4. 知的財産権に関する質疑

(議員からの意見)

○印刷議連では、知的財産権に関する議論を行って、その後、経済産業省・中小企業庁に対応してもらったが、その後はどんな状況か。

(全印工連)

各工組の役員から自治体に説明を続けていて、少しずつではあるが改善されたケースも出てきている。理解は徐々に進んでいると思うがさらに説明を続ける予定である。経済産業省では平成29年度に続いて平成30年度にもパンフレットを作っていただいたので、説明にあたっては、そういったパンフレットも活用しているところである。



# 知らなかったでは済まされない 労働法と労働基準法改正

## 平成31年新春経営者研修会

平成31年新春経営者研修会が、1月10日午後2時15分から、札幌グランドホテルで、株式会社GIMSから特定社会保険労務士の小倉絵里氏を講師に迎え、「知らなかったでは済まされない労働法と労働基準法改正」をテーマに50余人が出席して開催された。



小倉絵里氏

**小**倉講師は、最初に今回の労働法および労働基準法改正の背景には、1億総活躍社会の実現に向けてがあり、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、①長時間労働の是正、②多様で柔軟な働き方の実現、③雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置であることが説明された。

次に、政府が掲げた働き方改革の3つの重要課題として、①賃金の引上げ、②年次有給休暇制度の改正（労働基準法改正）、③労働時間法制の見直し（長時間労働の是正）と同一労働同一賃金を挙げ、それぞれについて解説した。

①賃金の引上げでは、最低賃金を年利3%を目途に引き上げて全国加重平均1,000円を目指していて、北海道は牽引チームにあることから早期に1,000円に到達すると説明し、2019年10月は消費税のアップの時期と重なるため動向に注意が必要と指摘した。

②年次有給休暇制度の改正では、今年4月から、年次有給休暇の取得について、使用者は10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日を基準日から1年以内の時期に、労働者ごとに時季を定めて与えなければなくなり、これが守られない場合は1人30万円以下の罰則が科せられようになり、さらに、休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項であり、就業規則に記載の無い場合は30万円以下の罰則が適用されることになったと説明し、早期の対応を促した。

③労働時間法制の見直し（長時間労働の是正）と同一労働同一賃金では、まず、長時間労働の是正では、36協定における時間外労働時間の限度が1ヵ月45時間、年間360時間（ただし、臨時的な特別の事情があって労使の合意がある場合は、年720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間未満）に、中小企業は2020年4月から変更になると説明した。

また、月60時間を超えての時間外労働に係る割増賃金の中小企業への猶予措置が2023年4月から廃止され、50%の割増となり、さらに健康管理の観点から裁量労働制が適用される人や管理監督者も含めて全ての人の労働時間の状況を客観的な方法、その他



適切な方法で把握するよう法律で義務付けられることから、タイムカード・ICカード・パソコンの使用時間等の客観的な記録を基礎にして確認しなければならなくなると説明した。

同一労働同一賃金では、正社員と非正規社員で職務・能力・勤務に応じて、正社員と実態に違いが無ければ同一の基本給、手当、賞与の支払い、昇給を行わなければならない、福利厚生や教育訓練についても均等・均衡の待遇としなければならない、中小企業は2020年4月から施行されると説明した。

これらの改正から、想定される緊急課題として、①求人を行っても応募者が少なく、対策として賃上げが加速する、②従業員の高齢化が進んでいて次世代へのバトンタッチに不安がある、③賃金の引上げと時間外労働の削減が迫られているの3点を挙げ、これは印刷業界全体の緊急課題であり早急な対策が必要と指摘し、対応策として①育児や介護家族がある社員であっても、就労日や就労時間の調整により生産性効率を下げない会社全体の勤務体制の見直し、②女性であってもキャリアステージを明確にすることで、女性管理職の育成に向けた教育の開始、③パートタイマーから正社員へのキャリアステージ変更へのシステム整備、④時間外労働の多い部署間の偏り改善から、雇用環境を整備することで働きやすい職場形成、⑤高齢化する社員のための選択肢の検討の5点を提起した。

最後に、今後の印刷業界において、これまでと同様の時代は続いていくこと難しく、次の印刷業の時代へのチャンス到来であり、ダイバーシティ経営を強みに、変革への第一歩をスタートし、ビジネスチャンスを切り拓いて行こうとエールが贈られ、研修会を終了した。

# 2018年出版市場

紙の出版物の推定販売金額は、前年比5.7%減の1兆2,921億円

出版科学研究所は、2018年の国内出版市場概況を発表した。紙の出版物の推定販売金額は、前年比5.7%減の1兆2,921億円となった。一方、電子出版市場は、前年比11.9%増の2,479億円となった。

紙の出版物の販売金額内訳は、書籍が前年比2.3%減の6,991億円、雑誌が同9.4%減の5,930億円となった。

書籍は、児童書・ビジネス書は前年並みであったが、文芸・実用・文庫・新書などがマイナスとなり、前年を下回った。

しかし、「漫画 君たちはどう生きるのか」、「大家さんと僕」、「ざんねんないきもの事典」など、テレビで紹介され一気にヒットする書籍が複数登場し2017年に比べ減少幅は縮小した。

また、児童書には、新規参入する出版社が相次いでおり、底上げが図られている。

雑誌の内訳は、月刊誌が前年比9.3%減の4,844億円、週刊誌が同10.1%減の1,086億円となった。

月刊誌のジャンル別では、月間定期誌が約9%減、ムック誌が約12%減、コミックス（単行本）が約7%減となった。

定期誌は、好調なジャンルが見当たらず、グッズ付録や一部アイドルを起用した雑誌が単号で売れる傾向が続いている。

2018年の創復刊点数は前年より9点少ない60点と過去最少であった。

出版科学研究所では、「2016年に書籍が雑誌の販売金額を上回って以降、その差は年々開いており、2018年は1,061億円に拡大した。書籍の利益拡大が業界内の目標となっている」と指摘している。

一方、2018年の電子出版市場は、前年比11.9%増の2,479億円と2桁増を維持した。

内訳は、電子コミックが同14.8%増の1,965億円、電子書籍が同10.7%増の321億円、電子雑誌が同9.8%減の193億円で、電子雑誌だけがマイナスに

なった。

電子コミックのシェアは79.3%となり、さらに占有率を高めた。

電子コミックは、2017年後半から海賊版サイトやリーチサイトの影響により伸びが鈍化したが、4月に政府が主要な海賊版サイトへブロッキングを促した後、売上が回復した。

紙の出版市場は、前年比5.7%減であるが、電子出版市場と合算した出版物全体の市場は、1兆5,400億円（同3.2%減）となり、前年に続き電子出版が引き上げた。

出版物推定販売金額 (億円)

年	書籍		雑誌		合計	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
1998	10,100	▲5.9	15,315	▲2.1	25,415	▲3.6
1999	9,936	▲1.6	14,672	▲4.2	24,607	▲3.2
2000	9,706	▲2.3	14,260	▲2.8	23,966	▲2.6
2001	9,456	▲2.6	13,794	▲3.3	23,250	▲3.0
2002	9,490	0.4	13,615	▲1.3	23,105	▲0.6
2003	9,056	▲4.6	13,222	▲2.9	22,278	▲3.6
2004	9,429	4.1	12,998	▲1.7	22,428	0.7
2005	9,197	▲2.5	12,767	▲1.8	21,964	▲2.1
2006	9,326	1.4	12,200	▲4.4	21,525	▲2.0
2007	9,026	▲3.2	11,827	▲3.1	20,853	▲3.1
2008	8,878	▲1.6	11,299	▲4.5	20,177	▲3.2
2009	8,492	▲4.4	10,864	▲3.9	19,356	▲4.1
2010	8,213	▲3.3	10,535	▲3.0	18,748	▲3.1
2011	8,198	▲0.2	9,844	▲6.6	18,042	▲3.8
2012	8,013	▲2.3	9,385	▲4.7	17,398	▲3.6
2013	7,851	▲2.0	8,972	▲4.4	16,823	▲3.3
2014	7,544	▲4.0	8,520	▲5.0	16,065	▲4.5
2015	7,419	▲1.7	7,801	▲8.4	15,220	▲5.3
2016	7,370	▲0.7	7,339	▲5.9	14,709	▲3.4
2017	7,152	▲3.0	6,548	▲10.8	13,701	▲6.9
2018	6,991	▲2.3	5,930	▲9.4	12,921	▲5.7

出版科学研究所調べ

# 年次有給休暇の時季指定義務

- 労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。（※）

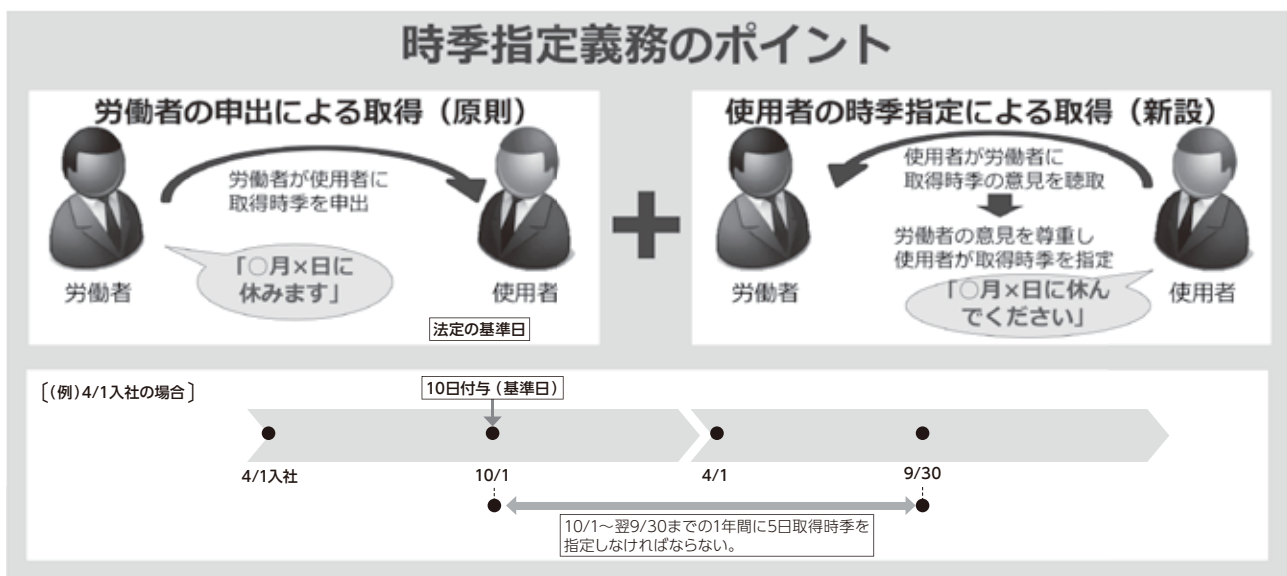
（※）年次有給休暇（労働基準法第39条）

雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（管理監督者を含む）には、年10日の有給休暇が付与されます。

●継続勤務6年6か月で20日が限度となります。

●パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働時間に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、**2019（平成31）年4月から、全ての企業において、年10日以上**の年次有給休暇が付与される労働者に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

（※）労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。

- （例）
- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| ▶労働者が自ら5日取得した場合        | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ▶労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ //          |
| ▶労働者が自ら3日取得した場合        | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ▶計画的付与で2日取得した場合        | ⇒ // 3日 //    |



○使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。

○使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

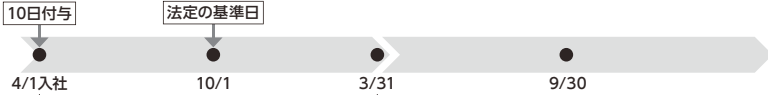
法定の基準日（雇入れから半年後）より前に年次有給休暇を付与する場合などの時季指定義務取扱いについては、次頁を参照してください。

※法定の基準日と異なり、

- 入社日から年次有給休暇を付与する場合や、
- 全社的に年次有給休暇の起算日を合わせるために2年目以降に付与日を変える場合などについては、以下のような取扱いとなります。

①法定の基準値（雇入れの日から半年後）より前に10日以上年次有給休暇を付与する場合  
⇒使用者は付与した日から1年以内に5日指定して取得させなければなりません。

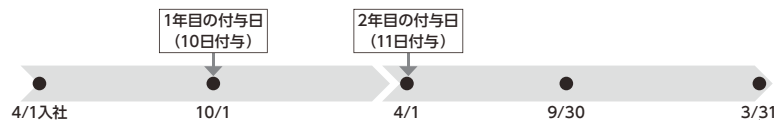
〔例〕4/1入社時に10日付与する場合



通常は10/1～翌9/30までの1年間に5日取得させることになるが、4/1に前倒して付与した場合には、4/1～翌3/31までの1年間に5日取得させなければならない。

②入社した年と翌年で年次有給休暇の付与日が異なるため、5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が生じる場合（全社的に起算日を合わせるために入社2年目以降の社員への付与日を統一する場合など）  
⇒重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間（前の期間の始期から後の期間の終期までの期間）の長さに応じた日数（比例按分した日数）を、当該期間に取得させることも認められます。

〔例〕4/1入社時で初年度は10/1に付与、翌年度は4/1に付与する場合



通常は1年目の10/1～翌9/30までの1年間に5日取得させ、2年目の4/1～翌3/31までの1年間に5日取得させることになるが、期間の重複が生じるため管理が複雑になる。

この場合には、10/1～翌々3/31までの期間（18箇月）に、5日÷12×18=7.5日以上取得させることも認められる。

③上記①・②の期間経過後は当該期間の最終日の翌日から1年間に5日の指定義務がかかります。

〔例〕上記①の場合



〔例〕上記②の場合



④10日のうち一部を法定の基準日より前倒しで付与し、労働者が自ら年次有給休暇を取得した場合  
⇒分割して前倒しで付与した場合には、付与日数の合計が10日に達した日からの1年間に5日の指定義務がかかります。当該日以前に、分割して前倒しで付与した年次有給休暇について労働者が自ら取得していた場合には、取得した日数を5日の指定義務から控除することができます。

〔例〕4/1入社時に5日付与し、7/1に残り5日を付与する場合



7/1～翌6/30までの1年間に5日取得させることが必要。

ただし、4/1～6/30までに労働者が自ら年次有給休暇を取得していた場合には、取得した日数を5日から控除することができます。

ご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業場の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署におたずねください。

▶問合せ先：厚生労働省労働基準局労働条件政策課 03-5253-1111（代表）

▶最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は以下の検索ワードまたはQRコードから参照できます。

検索ワード：都道府県労働局 または 労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>





# 第53回造本装幀コンクール作品募集のご案内

一般社団法人日本印刷産業連合会ならびに一般社団法人日本書籍出版協会は、「第53回造本装幀コンクール」を開催する。造本装幀コンクールは、造本装幀にたずさわる人々(出版、印刷、製本、装幀、デザイン)の成果を総合的に評価する国内で唯一のコンクールである。

**同** コンクールは、「美しい本」づくりへの意欲を高めるとともに造本装幀技術の素晴らしさ、本の持つ魅力を広くアピールし、ひいては出版文化産業の発展に寄与することを目的としている。

入賞作品は、ドイツ・ライプツィヒの「世界で最も美しい本コンクール」に、日本を代表して出品され、フランクフルト・ブックフェアで展示される。

募集要項は、次のとおり。

**募集期間** 2019年1月31日(木)～5月10日(金)

**出品資格** 出品書籍の制作に関わった者

**出品作品** 2018年1月1日から同12月31日までに発行された書籍

**出品部門** 6部門 ※外国語版は内容により各部門へ出品

1. 文学・文芸 (エッセイ)
2. 芸術書
3. 児童書・絵本
4. 専門書 (人文社会科学・自然科学書等)
5. 語学・学参・辞事典・全集・社史・年史・自分史
6. 生活実用書・文庫・新書・双書・コミック・その他

**出品料** 1点 (1冊) / 5,940円 (税込)

- 出品規定**
- ① 2018年1月1日から12月31日までに初版発行された書籍 (奥付記載日) が対象。改訂版・新装版は対象とするが、復刊・復刻本、過去に入賞したものは対象外。
  - ② 出品は、1冊を1点と規定し、上下巻、全集、撰集等、複数冊で一つの作品 (シリーズ等も含め) となる場合も、1冊につき1点とみなす。但し、当該の発行年の書籍に限る。
  - ③ 翻訳作品については、日本オリジナル装幀に限り、審査の対象とする。
  - ④ 出品書籍は、審査会において厳正公平な選考を行い、入賞作品を決定する。選考結果は出品者への通知とともに、主催者のホームページおよび各メディア、一般紙誌、業界専門紙誌にて発表。

⑤ すべての出品書籍は、入賞作品とともに2019年秋以降、東京都内にて公開展示。

⑥ 出品書籍は、主催者に寄贈されたものとし、公開展示後、国立国会図書館の「原裝保存コレクション」として保存。

⑦ 入賞した書籍は、ライプツィヒの「世界で最も美しい本コンクール」に出品する (その場合は出品書籍は計4冊必要となる)。希少本などは要相談。

- 授与賞**
- |              |      |
|--------------|------|
| 文部科学大臣賞      | 1点   |
| 経済産業大臣賞      | 1点   |
| 東京都知事賞       | 1点   |
| 審査員奨励賞       | 3点以内 |
| 日本書籍出版協会理事長賞 | 6点   |
| 日本印刷産業連合会会長賞 | 6点   |
| 日本図書館協会賞     | 1点   |
| 読書推進運動協議会賞   | 1点   |
| 出版文化産業振興財団賞  | 1点   |

**審査会** 2019年5月予定

**発表予定** 2019年7月予定 主催者のホームページなど

**申込先および問合せ先**

造本装幀コンクール事務局

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-12-3 JPIC内

TEL 03-5211-7282 FAX 03-5211-7285

E-mail zouhon@jpic.or.jp